

令和8年度 都都景委第3号 青葉シンボルロード再整備基本設計業務  
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本業務は、静岡都心の貴重なオープンスペースである青葉シンボルロードの再整備に向け、「静岡都心まちなか再生指針」を踏まえ、通り全体の広場的な利用を見据えた空間の考え方にに基づき、緑地や道路のゾーニングや個別施設のデザイン・配置などを具体化するとともに、地域住民、周辺事業者、施設管理者等の関係者の意向を的確に把握し、合意形成を図りながら「青葉シンボルロード再整備基本設計」を実施することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度 都都景委第3号 青葉シンボルロード再整備基本設計業務

(2) 業務内容

別紙「青葉シンボルロード再整備基本設計業務概要書」（以下「概要書」という）のとおり。ただし、概要書は現時点での暫定的なものであり、最優先候補者の企画提案内容等に応じて市と協議して最終決定します。

(3) 委託期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

(4) 契約上限金額

48,994,000円（消費税及び地方消費税10%を含む）を提案金額の上限とする。

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

※上限額を超えたものは失格とする。

(5) 支払方法

別途契約書に基づき支払い

3 プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

申請日から見積執行（徴収）日までの間、次に掲げる条件を満たす単体企業又は設計共同体であること。

設計共同体の場合、(1) (2) (3) (4) については構成員すべてが、(5) (6) (7) (8) については設計共同体として要件を満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225

号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

- (3) 暴力団員等(静岡市暴力団排除条例(平成25年静岡市条例第11号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。
- (4) 静岡市入札参加停止等措置要綱(令和6年4月1日施行)による入札参加停止措置の期間中でないこと。
- (5) 静岡市における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格のうち、土木関係建設コンサルタント業務の「都市計画及び地方計画部門」に登録があること。
- (6) 建設コンサルタント登録規定(昭和52年4月15日建設省告示717号)に基づく「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けていること。
- (7) 以下に示す、同種業務について、平成28年4月1日以降に完了した実績を有していること。

同種業務：官民連携による管理運営・利活用の検討を伴う広場設計業務

- (8) 以下に示す条件を満たす管理技術者及び各分野の担当技術者を当該業務に配置できること。なお、参加表明書の提出期限までに資格の登録を受けていない場合にも登録資格を有していれば参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該登録の登録申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定されるためには特定通知の日までに登録を受け、登録書の写しを提出しなければならない。

#### ①管理技術者

- ・技術士(建設部門「都市及び地方計画」又は総合技術監理部門「都市及び地方計画」)
- ・RCCM「都市計画及び地方計画部門」  
のいずれかの資格を有する者

#### ②建築担当技術者

青葉緑地内の駐輪場上屋の改修やトイレ等その他施設の設計業務を行う者とし、以下の条件を満足するものとする。

- ・一級建築士の資格を有していること

#### ③官民連携担当技術者

住民参加による合意形成支援および再整備後の関係者との協働に向けた官民連携手法や体制の検討に関する業務全般を行う者とし、以下の条件を満足するものとする。

- ・平成28年4月1日以降に完了した業務において、以下に記載する同種業務の実績を有していること。

同種業務：ワークショップ等の住民参加による合意形成および官民連携による公

#### 共空間の管理運営・利活用の検討を伴う業務

なお、技術者の兼務、評価およびその他事項については下記のとおりとする。

- ・管理技術者は、官民連携担当技術者と兼ねることができるものとする。また、この場合「予定技術者の技術力と実施体制」についての評価は管理技術者として扱い、担当技術者としての評価は行わないものとする。
- ・建築担当技術者、官民連携担当技術者は、担当技術者を兼ねることができない。
- ・管理技術者、各担当技術者は、他の提案者の技術者になることはできない。

#### 4 審査スケジュール

内容	期間	注意事項
質問受付	令和8年4月24日（金） 17時まで	質問書に記載の上、電子メールで提出してください。 電話・FAX等での質疑応答は行いません。
質問に対する回答	令和8年5月1日（金） 17時まで	質問者に対し、電子メールで送付するとともに、ホームページで公開します。
企画提案書提出（プロポーザル参加申請書等提出書類一式を含む）	令和8年5月19日（火） 12時まで（必着）	郵送又は持参してください。 提出場所：静岡市都市局 都市計画部景観まちづくり課（静岡市役所 静岡庁舎新館7階）
最終審査結果の通知	令和8年6月4日（木） 以降	参加者全てに通知します。
契約候補者とならない者が説明を求めたときの説明要求期限	令和8年6月8日（月） 17時まで	
説明要求に対する回答	令和8年6月10日（水） 15時まで	

#### 5 提出書類等

別紙1を参照すること。

#### 6 企画提案書について

企画提案書を作成するにあたり、次の事項に留意して作成してください。

(1) 書式

- ① 用紙サイズはA4版を基本とし、縦横どちらでも構いません。
- ② 企画提案書は紙媒体8部（正本1部及び副本7部）及び電子媒体（CD-R）1部を提出してください。
- ③ 電子媒体に納めるファイル形式は、MicrosoftWord、MicrosoftPowerPoint、MicrosoftExcel、PDF形式としてください。
- ④ 散逸しないような形で綴ってください。

(2) 記載項目

- ① 青葉通りの再整備について、利用者が安全・快適に通行・滞在できる「道路・緑地帯含む通り全体の広場的利活用」により、静岡都心としての回遊性や滞在性を推進することを目的とする趣旨に基づいた有効な提案を求めており、「概要書 第3条（業務内容）」を満たす内容とするとともに、「別紙2 企画提案審査評価基準及び評価表」の評価項目・評価基準を参考に作成してください。

7 書類選考

(1) 実施方法等

- ① 提出された企画提案書等の書類について、事務局にて評価し、審査します。
- ② 企画提案審査評価基準（別紙2）に基づき、項目ごとに数値化して採点し、合計点数の最も高い者を見積参加予定者として特定します。
- ③ 一審査員の得点が配点基準の計（180点）の1/2（90点）に満たない者、又は「業務の理解度」「業務実施に際しての創造性と的確性」「業務フロー及び工程計画の妥当性」の評価において、最低評価（0点）が1以上ある者を特定しようとする場合は、企画提案審査会で協議し、特定しない場合もあります。その場合は次点の者を見積参加予定者として特定します。
- ④ 評価点の最も高い者が2者以上あるときは、その中で見積額の最も低い者を見積参加予定者として特定することとします。
- ⑤ 応募者が1者に満たない場合は、書類選考を行いません。

(2) 書類選考結果の通知

全ての参加者に選考結果を通知します。

8 失格条件

次の事項に該当する場合は失格とします。

- (1) 提出すべき書類に不足や虚偽の記載があった場合。
- (2) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合。
- (3) その他この書面に示した条件に適合しない場合。

## 9 契約手続き等

選定結果の通知後、仕様書等に提案内容を反映させた上で、候補者と契約内容について調整し、見積執行を行い、随意契約の締結手続きを行う。

## 10 その他

- (1) 提出していただいた書類等は、返却しません。
- (2) 提出書類作成に係る費用は、貴社の負担とします。
- (3) 提出期限以降に関係書類の差し替えや再提出は認めません。
- (4) 提出書類作成等のため本市から入手した資料等がある場合は、本市の了解なく使用及び公表することはできません。
- (5) 提出書類について本市は選定手続きに必要な範囲において複製することがあります。
- (6) 提出書類は契約候補者選定の目的以外に使用しません。ただし、静岡市情報公開条例（平成15年4月1日条例第4号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示します。

## 11 事務局（問合せ先）

〒 420 - 8602

静岡県静岡市葵区追手町5番1号（静岡市役所 静岡庁舎 新館7階）

静岡市都市局都市計画部景観まちづくり課 都市デザイン係 担当者：石黒、工、久保野  
電 話：054-221-1620

メール：keikan-machidukuri@city.shizuoka.lg.jp